

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七十号

特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務に関する規則(昭和六十年福島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県特定の民間再開発事業等に係る認定事務に関する規則

第一条中「という。」の下に「第二十条の二第十三項、」を加え、「第三十九条の七第九項及び第十一項」を「第三十八条の四第二十二項」に改める。

第五条中「による」の下に「特定の民間再開発事業認定申請書、」を加え、同条を第六条とする。

第四条中「知事は、」の下に「令第二十条の二第十三項若しくは第三十八条の四第二十二項、第二十五条の四第二項又は同条第十六項の」を加え、「(昭和三十二年大蔵省令第十五号)」を削り、「認めるときは」の下に「特定の民間再開発事業認定書(様式第四号)」を加え、「様式第三号」を「様式第五号」に、「様式第四号」を「様式第六号」に、「様式第五号」を「様式第七号」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「又は第三十九条の七第十一項」及び「(以下「地区外転出事情認定」という。)」を削り、「様式第二号」を「様式第三号」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第四条とする。

2 前項の地区外転出事情認定申請書には、当該申請に係る事情が租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の六第三項各号に掲げる事情である場合を除き、戸籍謄本、住民票の写し、身体障害者手帳の写しその他の当該申請に係る資産を譲渡した個人又は当該個人と同居を常況とする者の年齢又は身体上の障害を証する書類を添付しなければならない。

第二条第一項中「又は第三十九条の七第九項」を削り、「様式第一号」を「様式第二号」に改め、同条第二項第一号中「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。)」を「法」に改め、「又は第六十五条の七第一項の表の第十四号」を削り、「土地所有者又は借地権者の」を「土地所有者等の」に、「土地所有者又は借地権者に」を「土地所有者等の署名押印があるものに」に改め、同項第五号中「(昭和二十五年法律第二百一十号)」を削り、「第六条第四項」の下に「又は第六条の二第一項」を加え、「(同法第十八条第三項の規定による確認済証を含む。)」を削り、同項第七号中「(昭和四十三年法律第百号)」を削り、「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(特定の民間再開発事業認定の申請手続)

第二条 令第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項の認定を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の特定の民間再開発事業認定申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第三十一条の二第二項第十一号に規定する地上階数四以上の中高層の耐火建築物(以下「中高層耐火建築物」という。)の建築をする政令で定める事業(以下「特定の民間再開発事業」という。)の施行される土地の区域(以下「施行地区」という。)内の土地の所有者又は借地権(建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権をいう。以下同じ。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の特定の民間再開発事業に対する同意書(土地所有者等の署名押印があるものに限る。)
- 二 特定の民間再開発事業の施行地区に係る土地の登記事項証明書(借地権について登記がされていない場合は、借地権設定契約書等借地権が存することを証する書面)
- 三 特定の民間再開発事業の施行地区の付近見取図(方位、道路、目標となる地物等を含むもの)
- 四 各敷地の区分及び各建物の位置を記載した図書
- 五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第四項又は第六条の二第一項の規定による確認済証
- 六 特定の民間再開発事業に係る中高層耐火建築物の配置設計図

七 特定の民間再開発事業の施行地区内にある都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項の都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第一号の地区施設の位置及び規模を記載した図面

八 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

様式第五号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「第25条の4第2項又は第39条の7第9項」を「第20条の2第13項（第38条の4第22項・第25条の4第2項・第25条の4第16項）」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第四号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「第25条の4第16項」を「第25条の4第16項」に、「建築確認通知の」を「建築確認済証の交付」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第三号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「第25条の4第2項」を「第25条の4第2項」に、「建築確認通知の」を「建築確認済証の交付」に改め、同様式を様式第五号とし、同様式の前に次の様式を加える。

様式第4号 (第5条関係)

特定の民間再開発事業認定済証

第 年 月 日 号

福島県知事

印

下記の事業は、租税特別措置法施行令第20条の2第13項（第38条の4第22項）の規定に基づき、特定の民間再開発事業として認定したことを証明します。

記

- 1 認定番号 年 月 日 第 号
- 2 施行地区の所在地及び面積
- 3 認定を受けた者の住所及び氏名
- 4 中高層耐火建築物の建築確認済証の交付年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 5 従前の権利者及びその権利の状況

権 利 者		土 地		借 地 権		備 考
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	地 積 (㎡)	借地権の目的となつている土地の所在及び地番	借地権の目的となつている土地の面積 (㎡)	

業名称」」中「第3条関係」や「第4条関係」及び「第25条の4第16項」及び「第39条の7第11項」
 25条の4第16項」及び「建築確認通知の」や「建築確認済証の交付」」及び「回線名称」中「個人又は法人」や「者」」及び「また、申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には、当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。」や「回線名称」及び「回線名称」の欄には「業名称」を記載すること。」

業名称」」中「第2条関係」や「第3条関係」及び「第25条の4第2項」及び「第39条の7第9項」
 25条の4第2項」及び「建築確認通知」や「建築確認済証の交付」」及び「回線名称」中「また、申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。」や「回線名称」及び「回線名称」の欄には「業名称」を記載すること。」

様式第1号 (第2条関係)

特定の民間再開発事業認定申請書

租税特別措置法施行令第20条の2第13項(第38条の4第22項)の規定に基づき、 特定の民間再開発事業の認定を申請します。 年 月 日 福島県知事 申請者 住 所 氏 名					※手数料欄				
施行地区		1 所在地 2 面積 ㎡							
従前の権利者 及び その権利の状況	権 利 者		土 地		借 地 権		備考		
	氏名又は 名称	住 所	所在及 び地番	地 積 (㎡)	借地権の目的となつて いる土地の所在及び地 番	借地権の目的となつて いる土地の面積 (㎡)			
	1								
	2 3								
事業 の 概 要	中高層耐火 建築物の概要	1 所在地の用途地域 2 主たる用途 3 敷地面積 ㎡ 4 建築面積 ㎡ 5 建ぺい率 % 6 延べ面積 ㎡ 7 容積率 % 8 構 造 9 地上階数 10 建築確認済証の交付年月日及び番号 年 月 日第 号							
		都市計画施設 又は地区施設 の用地の状況		名 称				面積 ㎡	
		建築基準法施 行令第136条 第1項に規定 する空地の状 況							
		※ 受 付 欄							
		※ 認 定 欄							

- 備考 1 ※のある欄には記載しないこと。
 2 申請者の欄には、中高層耐火建築物の建築主の住所、氏名を記載すること。
 また、申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を記載すること。
 4 「借地権の目的となつている土地の面積」欄には、借地権が一筆の土地の全部を目的としている場合に

おいては、その面積を備考3の例により記載し、借地権が一筆の土地の一部を目的としている場合においては、その一筆の土地の一部の面積を記載すること。

- 5 「従前の権利者及びその権利の状況」の欄については、従前の権利者が多数であるときは、当該欄の記載に代えて当該欄を別紙に作成して記載すること。
- 6 「都市計画施設又は地区施設の用地の状況」の欄には、施行地区内に計画されている都市計画施設又は地区施設の名称及びこれらの施設の用に供することとなる施行地区内の土地の面積を記載すること。
- 7 「建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況」の欄には、建築基準法施行令第136条第1項の規定により必要とされる空地率の数値を記載すること。
- 8 申請に当たっては、文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(建築指導課)